

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付の実施について

国は2013年から2015年にかけての段階的な生活扶助基準の引き下げに対する最高裁判決を踏まえ、生活保護費等の追加給付を行うことを決定した。これを受けて、実施機関である区では、国からの通知等を踏まえ、以下のとおり対応することとしたので報告する。

1 本件概要

国が、社会経済情勢等を踏まえ、2013年から2015年にかけて段階的に引き下げた生活扶助基準について、全国各地で訴訟が提起された。2025年6月、最高裁判決において、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり生活保護法に違反している旨の違法判決が下された。

国は、当該判決を受け、専門委員会を設置して対応を検討し、2025年11月に、2013年から継続して受給中の保護世帯並びに廃止・移管世帯（死亡者を除く）に対して保護費等の追加給付を行うことを決定した。

2 中野区における対象世帯及び対応等

(1) 対象世帯数（基準日：2026年3月1日）

11,494世帯

（受給中世帯 6,713世帯、廃止・移管世帯 4,781世帯）

- ・2013年8月以降の期間において保護を受給していた世帯（現在保護停止中の世帯、保護廃止世帯を含む）
- ・ただし、2018年10月から2026年3月までの期間は、入院患者日用品費、救護施設等基準生活費、期末一時扶助、障害者加算等を受給した世帯に限る。

(2) 追加給付の時期及び方法

① 受給中の保護世帯

本年7月に職権（プッシュ型により申請不要）にて支給

② 廃止・移管した世帯

本年8月以降に郵送等により申請受付、給付額計算後に順次支給

(3) 広報及び受付・相談体制

国においては、ホームページ等により制度周知を図るとともに、対象者からの申請先に関する相談や申請先の自治体と円滑な連携を図るための相談センターを設置する。

一方、区では、生活援護課にて個別の相談を受け付けるとともに、区ホームページやケースワーカーにより事業の周知を図る。また、本年7月より廃止・移管した世帯の申請手続に関する問い合わせや事務に対応するためコールセンターを設置する予定である。

3 今後の予定

2026年 3月 国による相談センターの設置、制度周知

補正予算の提案

(コールセンター・申請受付の委託、相談窓口経費等)

4月 区ホームページによる広報及び相談窓口の設置

7月 受給中の保護世帯への追加給付

8月以降 廃止・移管世帯からの申請受付開始、順次給付

※廃止・移管世帯からの申請受付の終了時期は2026年度末を予定しているが、国の対応方針が変更となった場合には受付期間を延長する可能性がある。